



2024年10月24日

各位

会社名 アイ・ケイ・ケイホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 金子 和斗志  
(東証プライム コード番号: 2198)  
問合せ先 経営 管理部 長 永島 和也  
TEL 050-3539-1122

## 従業員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年10月24日開催の取締役会において、従業員持株会を通じた株式付与として、特別奨励金スキーム（以下「本制度」といいます。）を導入し、下記のとおり、アイ・ケイ・ケイホールディングス従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年3月27日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 299,400株（注）
(3) 処分価額	1株につき773円
(4) 処分総額	231,436,200円（注）
(5) 処分方法 （割当予定先）	第三者割当の方法により、本持株会から引受けの申込みがされること（以下「本引受契約」といいます。）を条件として、上記（2）に記載の処分する株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を本持株会に対して割り当てます（当該割り当てた数が処分する株式の数となります。）。 （アイ・ケイ・ケイホールディングス従業員持株会 299,400株） なお、各対象従業員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。

（注）「処分する株式の数」及び「処分総額」は、本制度の適用対象となり得る最大人数である当社及び当社子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）1,070名及び当社及び当社子会社が定める従業員等級に応じて規定する1名当たりの付与株式数（1等級：最大107名（1名当たり800株）、2等級：最大106名（1名当たり400株）、3等級：最大857名（1名当たり200株））を付与するものと仮定して算出したものであり、本自己株式処分の処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションが終了した後の対象従業員の数に応じて確定します。

## 2. 処分の目的及び理由

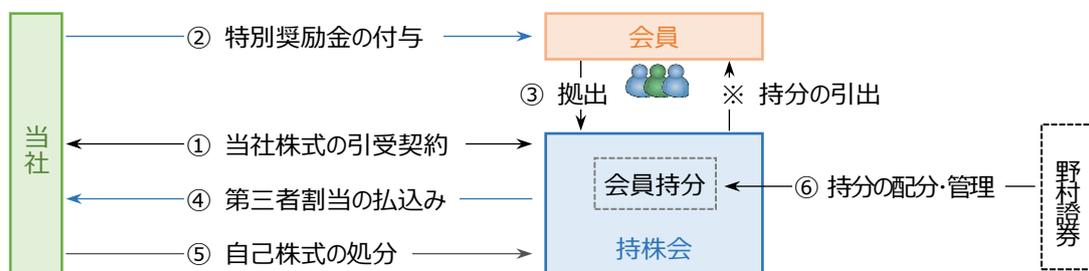
当社は、創業 80 周年を記念して、2024 年 10 月 24 日開催の取締役会において、対象従業員に対する福利厚生増進及び当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度の導入を決議いたしました。

本制度は、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、1. 処分の概要の(注)に記載のとおり後日確定いたしますが、最大 299,400 株を本持株会へ処分する予定です。なお、本自己株式処分による株式の希薄化規模は、かかる処分株式数を前提とした場合、2024 年 4 月 30 日現在の発行済株式総数 29,956,800 株に対し 0.99% であり、2024 年 4 月 30 日現在の総議決権個数 293,075 個に対し 1.02% (いずれも小数点以下第 3 位を切り捨てしています。) です。

なお、本自己株式処分は、申込期間に当社と本持株会との間で本引受契約が締結されることを条件として行われます。

【本制度の仕組み（子会社の記載は省略しています。）】

- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
  - ② 当社及び当社子会社は対象従業員に特別奨励金として金銭を支給します
  - ③ 対象従業員は上記②の金銭を本持株会に拠出します。
  - ④ 本持株会は上記③で拠出された金銭を取りまとめ、当社へ払込みます。
  - ⑤ 当社は本持株会に対して本割当株式を割り当てます。
  - ⑥ 割当てられた本割当株式は、本持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、本持株会内の対象従業員の持分に配分・管理されます。
- ※ 対象従業員は、本持株会の規約及び細則の定めに従い、本割当株式を対象従業員名義の証券口座に自由に引出すことが出来ます。



### 3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、本持株会を通じた株式付与のために対象会員に支給された特別奨励金を払込資金として、対象会員が本持株会に拠出して行われるものです。処分金額につきましては、直近の当社普通株式の株価が当社の株主価値を適正に表していると考えられることから、2024年10月23日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である773円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

なお、この処分価額の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2024年9月24日～2024年10月23日）	789円	▲2.03%
3ヶ月（2024年7月24日～2024年10月23日）	779円	▲0.77%
6ヶ月（2024年4月24日～2024年10月23日）	778円	▲0.64%

当社の監査等委員会（社外取締役3名を含む5名で構成）は、上記処分金額について、本自己株式処分が本制度の導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値であることに鑑み、割当予定先である本持株会に特に有利な金額に該当せず、適法である旨の意見を表明しています。

### 4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上